

1977 年（昭和 52 年）3 月 31 日以前に設置された二酸化炭素消火設備の

「容器弁の安全性」の点検期限が迫っています!!

点検をお早めに！

お客様各位

平成 27 年 10 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

ガス系消火設備等の「容器弁の安全性」の点検に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年消防庁告示第 19 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」において、ガス系消火設備等の「点検基準」が改正され、「容器弁の安全性」の点検が義務化されています。

「容器弁の安全性」の点検の実施期限は、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 25 年を経過するまでの間、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間とされ、経過処置は次のように定められています。

■不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの

昭和 52 年 3 月 31 日以前に設置されたもの	平成 28 年 3 月 31 日までに点検終了
昭和 52 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの間に設置されたもの	平成 30 年 3 月 31 日までに点検終了

■ 上記以外のもの（ハロゲン化物等）を消火剤として用いるもの

昭和 63 年 3 月 31 日以前に設置されたもの	平成 30 年 3 月 31 日までに点検終了
----------------------------	-------------------------

特に昭和 52 年 3 月 31 日以前に設置された二酸化炭素消火設備にあつては、点検期限が迫っております。「容器弁の安全性」点検には、数週間程度必要になり、また点検期限の間近になると点検の依頼が集中することと予想されますので、お早めに実施されることをお奨めします。

容器弁の経年劣化や腐食による誤放出・不作動を防止し、お客様の安全・安心を確保していただくために、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹白

「容器弁の安全性」点検に関する詳細は、（一社）日本消火装置工業会の次の URL をご覧ください。

- リーフレット : <http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2011/12/63fcaef3f860971709e385fe207cb685.pdf>
- 手引き : <http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/6b1eee42dc21231b728442a75432e2ba.pdf>



一般社団法人 日本消火装置工業会

Japan Fire Extinguishing Systems Manufacturers Association, General Incorporated Association